

平成 12 年 12 月 20 日付け 12 動検甲第 1717 号  
平成 17 年 9 月 22 日付け 17 動検第 745 号 (一部改正)  
平成 17 年 12 月 5 日付け 17 動検第 893 号 (一部改正)  
平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号 (一部改正)  
平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 701 号 (一部改正)  
平成 20 年 11 月 4 日付け 20 動検第 839 号 (一部改正)  
平成 22 年 10 月 15 日付け 22 動検第 660 号 (一部改正)  
平成 24 年 5 月 29 日付け 24 動検第 164 号 (一部改正)  
平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号 (一部改正)  
平成 28 年 11 月 29 日付け 28 動検第 763 号 (一部改正)  
平成 29 年 2 月 28 日付け 28 動検第 1166 号 (一部改正)  
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号 (一部改正)  
令和 5 年 3 月 24 日付け 4 動検第 1322 号 (一部改正)  
令和 7 年 11 月 25 日付け 7 動検第 679 号 (一部改正)  
令和 8 年 7 月 1 日付け 8 動検第 248 号 (一部改正)

## わら及び乾草の輸入検疫要領

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項第 1 号の口のの規定により指定禁止物及び第 37 条第 1 項第 2 号の規定により指定検疫物として定められた穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の輸入検疫は、法、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）及び家畜伝染病予防法の一部を改正する法律等の施行について（平成 12 年 12 月 1 日付け 12 畜 A 第 3315 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）等の関係通知によるほかは、本要領に基づき実施する。

検査手続に係る申請等については、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号）に定める電子情報処理組織等により行うことができる。

なお、関係通知の規定の適用に当たっては、これら通知の規定中「畜産物」又は「畜産物等」とあるのは「わら及び乾草」と読み替えるものとする。

### 1 検査の対象等

#### (1) 穀物のわら

「穀物のわら」は、次のアからカまでのいずれかに分類されるものであって、成熟したものを収穫した後、乾燥した茎葉等とし、細切されたもの及び粉碎されたものを含む。また、キ及びクについても、「穀物のわら」として取り扱う。

- ア イネ科のイネ属に分類される稲類
- イ イネ科のカラスムギ属、オオムギ属、ライムギ属及びコムギ属に分類される麦類
- ウ イネ科のエノコログサ属に分類されるあわ類
- エ イネ科のオヒシバ属及びキビ属に分類されるひえ、きび類
- オ イネ科のトウモロコシ属に分類されるトウモロコシ類
- カ イネ科のモロコシ属に分類されるソルガム類
- キ コーンヘイ（とうもろこしの茎葉を乾燥させたもの）、コンプレストブロークンマイズスターク（とうもろこしの茎を圧縮し筒状に整形したもの）
- ク 加工調製品のうち、飼料用に供される可能性が排除できないもの（むしろ、こも、浸食防止用等のわら製品、俵、かます等）

## (2) 飼料用の乾草

「飼料用の乾草」は、家畜の飼料に供し、又は供し得る草本植物（イネ科及びマメ科の牧草等の飼料用の植物に限らない。）の茎葉等を乾燥させたものとし、細切されたもの及び粉碎されたものを含む。

### ア 青刈り乾草

(1) アからカまでに掲げるものを青刈り後、乾燥した茎葉等

### イ 乾草

通常乾草として用いられるイネ科やマメ科の乾草、草本植物の茎葉等の乾草（パイナップルの葉を含む。）、混播牧草（各種乾草の混合物）等

### ウ 飼料用に乾燥させたもの

その他のイネ科の茎葉部（軟質のアシ、ヨシ）、その他のマメ科の茎葉蔓部（落花生の茎葉）等

### エ 明らかに飼料用として乾燥させたもの

根菜類の地上部（大根の葉、人参の葉）、イモ類の地上部（イモ蔓、キャッサバの茎葉）等

### オ 特定の名称あるいは半加工されているもの

シュガーケイントップ（サトウキビの葉・上部茎を熱処理乾燥させたもの）、カバケグラス（*centrosema pascuorum* の葉を裁断乾燥させたもの。一般名は *cavalcade*）、飼料用ペレット（アルファルファペレット、ソルガムペレット等）

## (3) 法第 40 条第 2 項を適用し、検査対象とするもの

(1) (2) を原料として製造されたサイレージ（デントコーンサイレージ、ソルガムサイレージ等）

## (4) その他、以下に掲げるものは、「穀物のわら」及び「飼料用の乾草」の対象から除外する。

### ア 植物そのものにより除外するもの

木本植物（アカシア、松、楓、クヌギ、りんごやなし等の果樹、木の葉、木くず等。タケ、ササ、ヤシ等、形態上、木本植物に類似する植物を含む。）、

野菜（キャベツ、白菜、ほうれん草、イチゴやメロン等の果実的野菜等）、生草、たばこ

イ 植物の部位により除外するもの

種子・実及びその殻（米、麦、とうもろこし、あわ、まめ、ごま、稲穂、もみがら、そばがら、大豆皮、ひまわりの種等）、果物の実（パイナップルの実等）、花、根菜類の地下部（イモ類の地下部・実、マメ科の地下部・実等）

ウ 薬剤等の添加により、家畜の飼料に供される可能性がないと判断できるもの  
園芸肥料用シュガーケイントップ（石灰窒素混合）

エ 輸入時における形態、容器包装及び表示内容により、家畜の飼料に供される可能性が明らかでないとして判断できるもの

わら加工製品（しめ飾り、しめ縄、わら縄、わら草履等）、愛玩うさぎの餌用のチモシー（小売形態）等

オ 輸入者又は使用者から誓約書（別紙様式）が提出され、かつ、使用目的、使用方法、輸入後の搬入先の名称及び住所、加工計画書、商品説明書、使用計画書、販売先リスト、再包装する容器包装の形態及び表示内容等に関する資料により、家畜の飼料に供される可能性がないと判断できる乾草

カ 「「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について」（令和8年7月1日付け8動検第252号）の別紙2（2）の表の基準に該当するもの

## 2 申請

### （1）輸入検査申請書の提出

家畜防疫官は、わら及び乾草を輸入しようとする者又はその代理人（以下「輸入者」という。）に対し、法第40条第1項及び規則第49条に規定する輸入検査申請書を法第38条に規定する港又は飛行場（以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所に提出させる。

### （2）輸入検査申請書の添付書類

家畜防疫官は、輸入者に対し、輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）のほか、輸入検査に当たり必要と認める書類を（1）の輸入検査申請書に添えて提出させる。

## 3 送致及び蔵置

### （1）検査場所

わら及び乾草の検査場所は、法第40条第3項の規定に基づく場所とする。

### （2）検査場所への送致

検査場所が輸入港以外の場所に所在する場合、家畜防疫官は、法第40条第4項の規定に基き、検査場所へのわら及び乾草の送致に係る順路その他家畜防疫上必要な措置について、輸入者に対し、必要に応じてあらかじめ指示する。

### (3) 蔵置

家畜防疫官は、輸入者に対し、わら及び乾草を検査場所に蔵置させるときは、次の指示を行う。

ア 輸入検査が終了するまでの間は、家畜防疫官の許可なくコンテナの開扉又は開梱を行わないこと。

イ コンテナに収納された状態で蔵置する場合は、検査のための開扉作業が安全に実施できる場所とすること。

ウ コンテナから取り出した状態で蔵置する場合は、他の貨物と隔離して蔵置すること。

エ コンテナ検査を実施する場合を除き、わら及び乾草には、輸入検査申請ごとに必要事項を「畜産物の輸入検査要領」（令和5年3月24日付け4動検第1322号）で定める別記様式1-1号又は1-2号の指定検疫物票により表示すること。

なお、航空貨物の場合は、指定検疫物票を輸入貨物情報照会（IAW）の提出に代えることができる。

## 4 輸入検査

### (1) 書類検査

家畜防疫官は、2により提出された輸入検査申請書等について、法第36条及び第37条の規定の違反の有無の検査並びに記載内容の照合確認を行い、かつ家畜衛生条件を充足しているか否かについて検査する。

### (2) 現物検査

家畜防疫官は、検査場所において次により現物検査を行う。現物検査は、わら及び乾草の飛散防止の観点から、可能な限りコンテナで収納された状態で実施する。

なお、植物防疫所との連携により現物検査を行った場合は、当該検査結果を用いることができる。

#### ア 封印の確認

コンテナに付された封印の確認は、封印が開封される前又は3(2)の検査場所へ送致する前に行う。

#### イ 現物の確認

現物検査は、輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と梱包外装表示との照合を行うとともに、輸入検査申請数量に応じて以下の数量を抽出し、その梱包状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む。）、異物の混入その他の異常の有無について検査を行う。

#### 【抽出検査数量】

申請数量	検査する数量
300 kg未満	10%以上
300 kg以上 3,000 kg未満	30 kg以上

3,000 kg以上 24,000 kg未満	60 kg以上
24,000 kg以上 200,000 kg未満	120 kg以上
200,000 kg以上	240 kg以上

### (3) 精密検査

家畜防疫官は、(2)の現物検査の結果、家畜衛生条件の遵守状況等の確認のため必要性を認めた場合は、必要な限度において材料を採取し、精密検査を行う。この場合、「見本採取票の様式について」(昭和41年10月31日付け41動検第1833号)に基づき輸入者に見本採取票を交付する。

## 5 検査に基づく処置

(1) 家畜防疫官は、4の検査の結果、わら及び乾草が家畜伝染病の病原体により汚染し又は汚染しているおそれがあると認めた場合は、輸入者に対し、わら及び乾草等の焼却又は埋却を指示するとともに、焼却又は埋却するまでの間、他の貨物と明確に区分、隔離し、輸入が認められないものであることを明確に表示させ、必要に応じ家畜防疫官の立会いの下に処置を行わせる。

なお、輸入者が返送を希望するときは、関税法等関係法令に抵触しないことを確認させ、家畜防疫上必要な事項を指示した上でこれを認める。

(2) 家畜防疫官は、検査に基づく処置を行う場合は、輸入者に対し、講じようとする処置が防疫上安全な方法により行われるよう、その方法等を書面により指示する。

ただし、わら及び乾草が携帯品又は郵便物として輸入された場合は、「携帯品として輸入される畜産物等の検査要領」(令和2年8月26日付け2動検第437号)又は「郵便物として輸入される畜産物等の検査要領」(令和2年8月26日付け2動検第441号)に基づき処置を行う。

## 6 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、4の検査の結果、わら及び乾草が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認めたときは、輸入者に対し、法第44条の規定に基づき輸入検疫証明書を交付する。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は、「動物検疫所行政文書取扱要領」(平成23年4月1日付け23消安第250号)に基づき、受領簿等にその接受を記録する。ただし、必要がある場合は、受領者の同意を得た上で受領簿等に署名させる。

別紙様式

誓約書

年 月 日

動物検疫所（支所・出張所）長 殿

輸入者 住所  
氏名

今般、私が輸入する下記乾草については、家畜の飼料に使用するものではありません。

記

- 1 乾草の種類
- 2 数量
- 3 用途
- 4 その他（輸入後の取扱いを具体的に説明すること）